

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 31 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

カルテル行為に対して初めて刑事罰（罰金）を科した裁判例



近時、連邦裁判所は、日本郵船株式会社（以下「NYK」）が 2009 年から 2012 年にオーストラリアへの自動車輸送に関して価格操作を行ったというカルテル事案に関して、NYK の刑事責任を認め、2500 万ドルの罰金を科しました。これは、2010 年競争・消費者法（Competition and Consumer Act 2010）に導入されたカルテルに対する刑事罰の規定が初めて適用されたもので、民事責任・刑事責任を合わせて 2 番目に高額な罰金額でした。

- ACCC と連邦検察庁（CDPP）との間の覚書に基づき、ACCC が連邦検察庁に報告し、連邦検察庁による訴追がなされました。
- 法定の罰金額の上限が 1 億ドルであったところ、連邦裁判所は本事案の様々な事情を考慮して計算の基準値を 5000 万ドルに設定し、さらに NYK の調査協力・貢献度を勘案し、50% の減額を認め、最終的な罰金額を 2500 万ドルとしました。
- 連邦裁判所は、同一行為に関して他国において処罰を受けている事実は、重視すべきではないと判断しました。

この裁判例を分析し、カルテル事案における裁判所の考え方、今後の傾向などについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

M&A に関する競争法（独禁法）上の審査に関する ACCC による情報提供要請

オーストラリア自由競争・消費者委員会（ACCC）のロッド・シムズ委員長は、複雑な M&A 案件において ACCC による非公式見解が求められた場合、ACCC は、より詳細な情報提供を当事者に対して求める意向であることを提言しました。ACCC の方針転換の背景、新しい方針の内容と今後の審査手続に対する影響に加えて、今後 M&A 案件で独禁法上の考慮が必要となった場合の対応策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

競争法改正案が上院で承認

8月14日、市場支配力の濫用に関する2010年競争・消費者法（CCA）の改正法案（Competition and Consumer Amendment (Misuse of Market Power) Bill 2017）が上院で可決されました。改正法案では CCA 第46条の改正により、「効果テスト」（効果において競争を実質的に低減させる可能性がある行為を規制対象とするもの）が導入されます。但し、現在下院で審議中の競争政策審査に関する CCA 改正案（Competition and Consumer Amendment (Competition Policy Review) Bill 2017）が制定されるまで発効しません。CCA 第46条に関連する両改正法案の内容について概説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

競争政策審査に関する競争法改正案

賭博業大手タブコープによる同業タツ・グループの買収計画が、2017年6月、豪州競争審判所（Australian Competition Tribunal、「ACT」）により承認されましたが、現在連邦議会で審議中の競争政策審査に関する2010年競争・消費者法（CCA）の改正法案（Competition and Consumer Amendment (Competition Policy Review) Bill 2017）では、買収計画の承認を ACT に直接申請する方法を廃止し、豪州自由・競争委員会（ACCC）が必ず第一次審査を行う仕組みが提案されています。ACCC に審査権限を独占させる改正法案は、オーストラリアの M&A にとって過去への後退となると警鐘を鳴らす一つの見解を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

EPL 保持者（過去のオペレーター）に罰金を課した裁判例

近時、ニューサウスウェールズ州の土地環境裁判所（Land and Environment Court）は、環境汚染に先立ち事業が売却されたものの、売却後も売主が環境保護許可（EPL）を保持していたという事案で、食肉処理場から発生した水質汚染について過去のオペレーターと現在のオペレーターの両者の責任を肯定するとともに、過去のオペレーターについて EPL の条件違反の責任も肯定しました。この裁判例を紹介し、環境デューディリジェンスの重要性と環境汚染の責任を追及されるリスクを回避するための対策について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

人的搾取の報告制度

豪州政府は、人身売買や過重労働の強要といった豪州における現代的な奴隷制（Modern Slavery）に対応するために、サプライチェーンにおける人的搾取の報告制度を導入しようとしており、現在、パブリックコメントの手続が行われています。現時点の案では、年間売上げが1億豪ドル超の大企業に対して、年次で Modern Slavery Report を公表し、事業において人的搾取が生じるリスク、対策、調査のプロセス、実効性などを開示することを義務付けることが提案されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

クリスマス・パーティーの会場の選定

年末のクリスマス・パーティーに向けて、そろそろ会場の予約を手配する時期になりましたが、企業が主催するクリスマス・パーティーは労働法制上、職場（workplace）の延長上にあり、労働法の規制が適用される点を見落としてはなりません。労働法違反となるリスクを軽減する観点で、会場の選定の際に留意すべき事項について解説します。

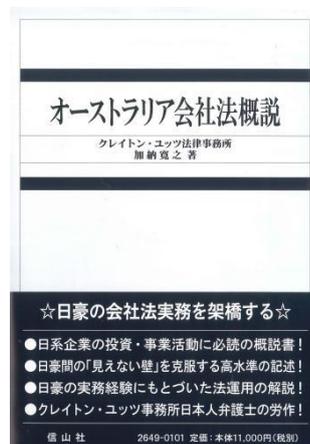
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

マイクロチップの埋め込み技術

米国などで従業員に対してマイクロチップを埋め込む技術を提供する試みが報道されていますが、未だ法的な枠組みが整備されていないとはいえず、豪州で実施する場合には、その適法性について慎重に検討する必要があります。このような最新の技術を採用する場合に、豪州労働法の観点から検討すべき問題点について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

最近行われたセミナーのご報告

豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
直通電話：07-3292-7014
メール：ckawai@claytonutz.com



ロークラーク カ石剛志
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7432
メール：tchikaraishi@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ttakahashi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com